

令和5年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務
事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 公募型プロポーザル方式により、さいたま市が発注する「令和5年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務（以下、「業務」という。）」について、企画提案内容等の審査、事業者候補の選定を行うために「令和5年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、当該業務の受託を希望する事業者から提出された、企画提案書及び関係書類に基づき、その内容について審査を行い、適切と認める事業者から最優秀提案者等を選定することとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、正副委員長及び委員をもって組織し、別表に定める職にある者をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、委員長は必要に応じ関係者を委員として加えることができる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、選定委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は委員長が召集し、委員の過半数の出席で成立する。

2 選定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長が急施を要すると認めたとき又は選定委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し出席を求め、意見・説明の聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、都市戦略本部未来都市推進部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は「令和5年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務」の契約締結日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

| | |
|------|-----------------------------|
| 委員長 | 都市戦略本部未来都市推進部長 |
| 副委員長 | 都市戦略本部行財政改革推進部長 |
| 委員 | 都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所長 |
| | 経済局商工観光部経済政策課長 |
| | 都市戦略本部未来都市推進部 副参事（東部地域戦略担当） |